

令和元年度元気づくり支援金活用事業 みのわアイデアソン企画運営業務
仕様書

1. 業務名

令和元年度元気づくり支援金活用事業 みのわアイデアソン企画運営業務

2. 業務目的

本業務は、アイデアソンを通して、若者が町内で活躍する機会を増やすとともに、若者のアイデアにより地域の企業や商店が活性化することを目的として箕輪町（※以下「発注者」という。）が実施する。

3. アイデアソンのテーマ

アイデアソンのテーマは、「町内の資源を使った土産品の商品開発」とする。

4. 業務概要

業務目的を達成するために、本業務では主として以下の事業を実施する。

- ・アイデアソンの企画
- ・広報、参加者の確保
- ・アイデアソンの運営
- ・報告書作成

5. 委託期間

契約締結の日から、令和2年2月29日まで

6. 業務内容

当業務の目的を達成するため、次の業務を実施すること

(1) アイデアソンの企画

- ・アイデアソンは、2の業務目的を達成するために、3のテーマについて2日間の日程で行うものとする。

(2) 広報、参加者の確保

- ・参加者は高校生以上35歳未満の若者を中心に、参加を希望する者とし、町内外を問わない。
- ・広報は対象となる参加者を確保するため、及び事業の成果を周知するために行い、その方法は指定しない。

(3) アイデアソンの運営

- ・業務実施に係る費用については、全て委託料の中に含む。なお、アイデアソン

会場として、産業支援センターみのわ研修室は町が用意する。

- ・参加者からは参加料を徴収しない。ただし、交通費、宿泊費など必要な場合は実費負担としても良いものとする。

(4) 報告書作成

- ・業務計画、業務の様子を記録した写真、業務の結果をまとめた、みのわアイデアソン企画運営業務実施報告書を作成し提出するものとする。

7. 業務の実施

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 事業受託者は業務の概要を整備するとともに、計画立案から業務完了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。
- (4) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (6) 仕様書に記載されていない事項については、受託者と発注者とが協議のうえ決定することとする。
- (7) 受託業務のうち、仕様内容の単価等に大幅に変更が生じた場合、又は、発注者の指示により業務の一部を実施しなかった場合には、発注者及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

8. 成果品

事業完了後、すみやかに次の成果物を提出すること。

- ①みのわアイデアソン企画運営業務実施報告書 3部（製本版及び電子媒体）
- ②アイデアソンで作成されたプレゼンテーション資料及びアイデアを記した書類
- ③その他委託者が必要と認めた資料

9. 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、箕輪町に帰属するものとする。